

亡くなられた方のお手続きについて (ご案内)

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、様々な申請や届出が生じてくると存じます。

旭区では、それらのうち、主に区役所等での手続きをご案内するためパンフレットを作成しました。

該当する項目をご確認いただき、それぞれの担当にご相談ください。

亡くなられてから火葬を終えられるまでの流れとご注意

- 1 死亡診断書(左半面が死亡届)は、今後の手続きに必要な場合がありますので、何枚かコピーを取っておきましょう。
- 2 死亡届・死亡診断書を故人の死亡地・本籍地、届出人の所在地のいずれかの役所の窓口へ提出し、火葬許可証を受け取ります。
- 3 火葬場に火葬許可証を提出し、火葬終了後、埋葬許可書を受け取ります。埋葬までの間、大切に保管しましょう。
- 4 次ページの手続きは、葬儀が終わり次第、速やか(死後14日以内)に行いましょう。



大阪市旭区役所

【区役所での主な手続き】

※ 状況に応じて手続きや必要書類が異なりますので、制度等の詳細については各担当にお尋ねください。

手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失手続き 国民健康保険被保険者証の返却 ・葬祭費の申請手続き(支給額 50,000円) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 申請者の金融機関口座通帳 (または振込口座のわかる書類) <input type="checkbox"/> 申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの (葬祭費用の領収書等) <input type="checkbox"/> 死亡の事実が確認できるもの(埋・火葬許可証等) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの (大阪市国保に加入後3か月以内の死亡等の場合) 	窓口サービス課 保険年金担当 (1階 ⑧ 06-6957-9956)
後期高齢者医療保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の申請手続き(支給額 50,000円) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 申請者の金融機関口座通帳 (または振込口座のわかる書類) <input type="checkbox"/> 申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの (葬儀費用の領収書等) 	
公害医療手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・公害医療手帳 返還手続き ・遺族補償の手続き 	保健福祉課 保健衛生担当 (2階 ⑫ 06-6957-9882)
被爆者健康手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳 返還手続き 	
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 資格喪失等手続き ・医療費助成(こども医療証) 返却等手続き 	保健福祉課 地域福祉担当 (2階 ⑳ 06-6957-9857)
ひとり親家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 資格喪失等手続き ・医療費助成(ひとり親家庭医療証) 返却等手続き 	
高齢者福祉について	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム 返却手続き ・介護用品(給付券)返却手続き ・在日外国人高齢者給付金 資格喪失手続き 	
指定難病について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費(指定難病)受給者証 返却手続き 	
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳(身体・精神・療育)の返却手続き ・タクシー給付券、無料乗車証等 返却手続き ・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療) 資格喪失手続き ・各種手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等) 資格喪失等手続き ・自立支援給付受給者証 返却手続き ・医療費助成(重度障がい者医療証)返却手続き 	
介護保険証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等 返却手続き 	
敬老優待乗車証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老優待乗車証 返却手続き 	
犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> ・登録変更の届出 	保健福祉課 保健衛生担当 (2階 ⑫ 06-6957-9973)

【戸籍全部事項証明書・住民票】

届出地など	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	住民票
届出:旭区 本籍地:旭区 住所地:旭区	お届け日からおおむね4開庁日 ※ 土日祝日、連休・年末年始や混雑状況によっては発行までに時間がかかる場合があります。 詳細は、窓口サービス課 戸籍担当 (1階 ⑪ 06-6957-9961)まで	開庁時間内に届出をされた場合は当日にお渡しできます。 ※窓口の混雑状況や来庁時間により対応できない場合があります。
届出:旭区 本籍地:旭区 住所地:旭区以外		住所地の役所へ通知を送付します。 発行までに1週間から10日程度かかる場合があります。 請求される前に住所地の役所へお問い合わせください。
届出:旭区 本籍地:旭区以外 住所地:旭区	本籍地の役所へ死亡届を送付します。 発行までに1週間から10日程度かかる場合があります。 請求される前に本籍地の役所へお問い合わせください。	開庁時間内に届出をされた場合は当日にお渡しできます。 ※窓口の混雑状況や来庁時間により対応できない場合があります。
届出:旭区 本籍地:旭区以外 住所地:旭区以外	本籍地の役所へ死亡届を送付します。 発行までに1週間から10日程度かかる場合があります。 請求される前に本籍地の役所へお問い合わせください。	住所地の役所へ通知を送付します。 発行までに1週間から10日程度かかる場合があります。 請求される前に住所地の役所へお問い合わせください。
届出:旭区以外	届出をされた役所から死亡届が送付されてきます。 到着後、戸籍及び住民票に記載を行いますので1週間から10日程度かかる場合があります。 問合せ先 窓口サービス課 戸籍担当 (1階 ⑪ 06-6957-9961)	問合せ先 窓口サービス課 住民登録担当 (1階 ⑪ 06-6957-9963)

【年金の手続き】

手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
年金受給中の場合	・年金受給者の死亡の手続き ・未支給年金等の請求手続き ※ 障がい基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみ受給していた方が亡くなられた場合は、旭区役所窓口サービス課 保険年金担当(1階⑧ 06-6957-9956)へお問い合わせください。	住所地を管轄している年金事務所 ※ 住所地が旭区の場合 城東年金事務所 06-6932-1161
年金加入中の場合	・年金加入期間等により、遺族が受け取れる場合があります。 ※ 年金加入期間が第1号被保険者だけの方が亡くなられた場合は旭区役所窓口サービス課 保険年金担当 (1階⑧ 06-6957-9956)へお問い合わせください。	※ 亡くなられた方の状況により必要書類(戸籍等)が異なりますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

【その他の主な手続き】

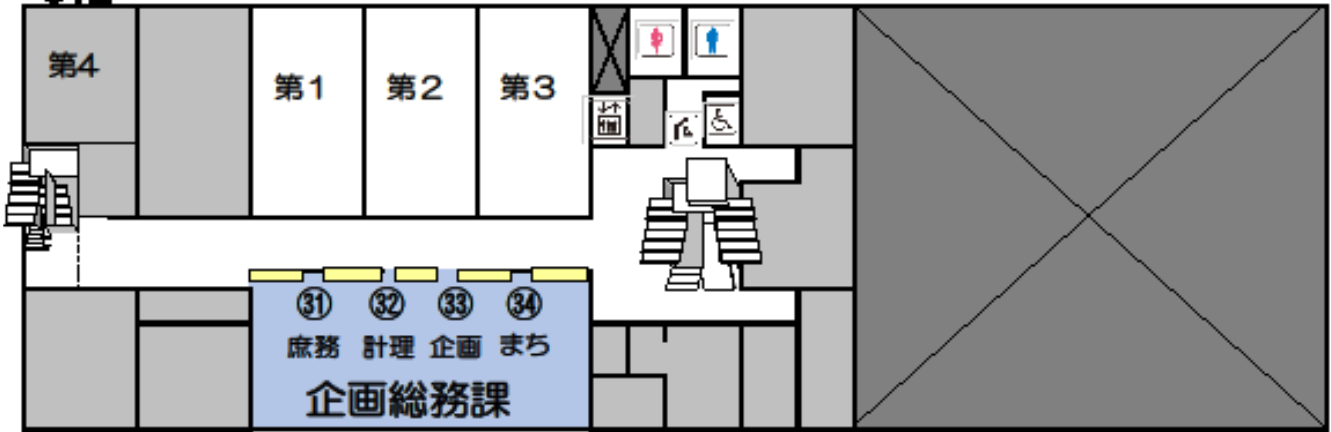
手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
税金について	・所得税等:旭税務署	06-6952-3201
	・固定資産税(土地):京橋市税事務所	06-4801-2957
	・固定資産税(家屋):京橋市税事務所	06-4801-2958
	・個人市民税 :京橋市税事務所	06-4801-2953
	・軽自動車税 :京橋市税事務所	06-4801-2954
軽自動車の廃車や名義変更	軽自動車検査協会 大阪主管事務所	050-3816-1840
普通自動車の廃車や名義変更	なにわ自動車検査登録事務所	050-5540-2059
相続等について	・預金等の相続 銀行、郵便局等へお問い合わせください。	
	・不動産の相続 不動産の所在地を管轄している法務局	旭区の管轄は、大阪法務局 06-6942-9476
	・遺言や相続放棄等のご相談 大阪家庭裁判所	06-6943-5745

【その他の主な手続き】

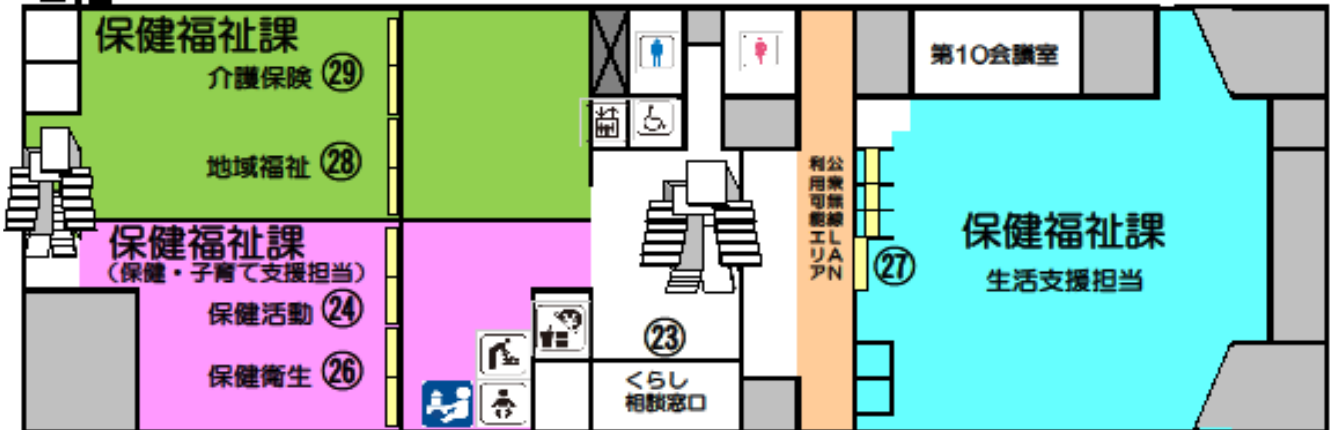
手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
水道	水道局お客様センター	06-6458-1132
電気	ご加入の事業者にご確認ください。	
ガス		
電話		
生命保険		
新聞・クレジットカード		

旭区役所 庁内平面図

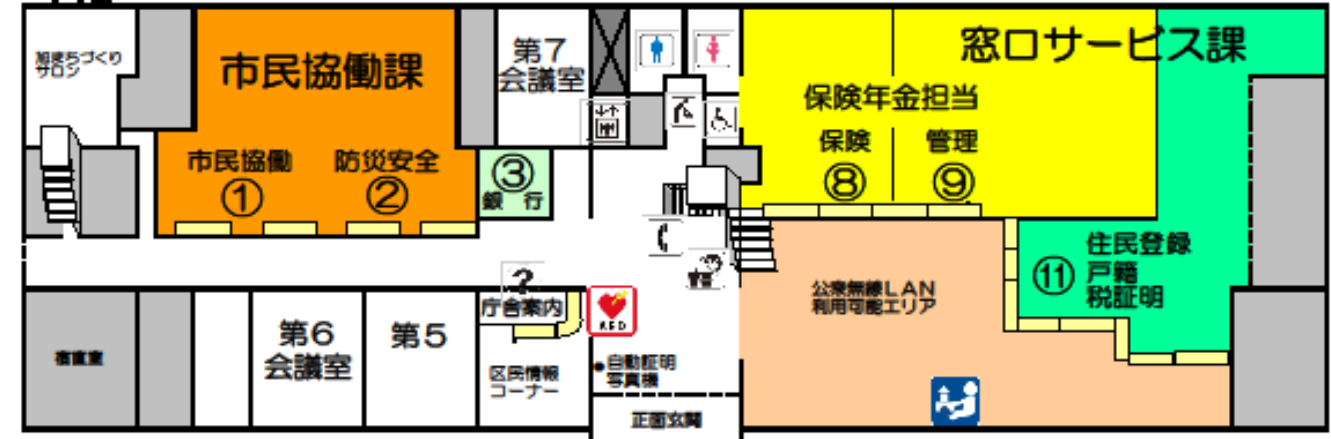
3階



2階



1階



-  エレベーター
-  公衆電話
-  トイレ
-  自動体外式除細動器
-  多機能トイレ
-  あんない
-  授乳室
-  自動販売機
-  キッズエリア
-  おむつ交換台